



# 魚津市自治基本条例とは…

## ★魚津市における **自治** の基本ルール

自分たちのことを **自分たち** で決めて **自分たち** で行うこと

### ◆基本理念 (条例第4条)

- ・個人の尊厳及び自由を尊重し、公正で開かれた**市民主体**の市政を推進
- ・**地域の特性**及び**独自性を尊重**した地域における**自主的な活動**を推進

市民自治の確立

### ◆制定等の経過

平成23年9月 条例制定

◆ 平成29年12月  
条例の一部改正

◆ 令和5年2月  
逐条解説書の見直し

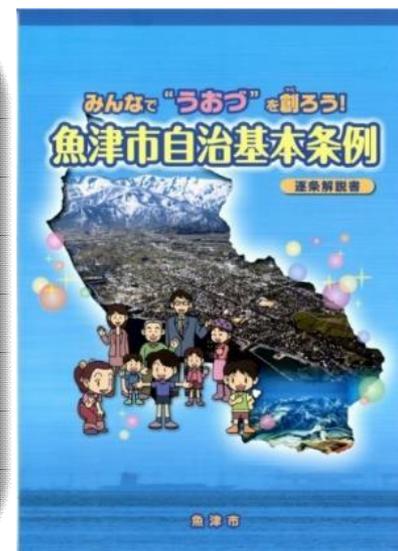


【参考】  
自治基本条例逐条解説書  
(令和5年2月改訂版)

<逐条解説書の見直し一例>  
【趣旨・解説部分の補強】

**第8章 地域コミュニティ**  
**第25条 地域における市民自治の推進**

- ・地域コミュニティの活動拠点として公民館の**コミュニティセンターへの移行**を進めている。
- ⇒自由度の高い地域コミュニティの活動が期待される。





# 魚津市自治基本条例の基本三原則！

## 情報共有

- ・ 事業の計画段階から**情報提供**をします。
- ・ いろいろな方法でわかりやすく提供します。



(条例第5条)

## 市民参画

- ・ **意見や提案**を出しやすくします。
- ・ 参画の機会を充実させます。



(条例第6条)

## 協働

- ・ **市民が主体**の自治を行います。
- ・ 市民と市が**役割分担**をし、**連携協力**して公共的課題の解決にあたります。



(条例第7条)



# 魚津市自治基本条例の構成 (市民／議会・議員／市長)



## 市民

- 市内に住所を有する人
- 市内で働く人、学ぶ人
- 市内で活動を行う人や団体 (例：事業者)
- 地域コミュニティ (自治会、地域活動団体、地域振興会)

- 市民の権利 … 市政の情報を知る。市政に参画する。
- 市民の責務 … 市民自治の主体者として市政に参画する。自らの発言と行動に責任を持つ。
- 事業者の役割 … 暮らしやすい地域社会の実現に努める。

【条例第4章 (第8～9条)】



【参考】  
自治基本条例本文

## 条例の 基本原則

情報共有  
市民参画  
協働



情報発信・情報提供  
参画の制度充実  
協働の仕組みを整備  
市民の自発的活動支援

積極的に市政情報を知る  
市政に主体的に参画

開かれた議会運営  
議会活動の情報提供

意見・要望  
議会傍聴

## 議会・議員



- 議会の役割と責務 … 市の意思決定機関、監視機関  
市民の意思を政策に反映
- 開かれた議会 … 会議や審議情報を公開  
市民の声を聴く機会を設ける
- 議員の役割と責務 … 政治倫理の確立、  
公正、誠実な職務

【条例第5章 (第9～12条)】

議決  
執行機関を監視

条例、予算等の議案提出

## 市長・執行機関



- 市長の役割と責務 … 市民の信託に応え市民福祉を増進  
最少経費で最大効果を挙げる市政運営
- 市長・執行機関の役割と責務 … 公平、効率的、高質な行政サービスの提供
- 職員の責務 … 公正、誠実な職務の遂行  
法令遵守、能力向上と自己研さん

【条例第6章 (第13～14条)】



## 魚津市自治基本条例「前文」に全て込められています！

私たちのまち魚津市は、先人たちのたゆみない努力によって、古くから新川地域の行政や経済の中心として栄えてきました。私たちは、立山の峰々を仰ぎ見、毛勝三山や僧ヶ岳などの美しい山並みから三大奇観である蜃気楼、埋没林、ほたるいかななどを有する神秘の海・富山湾へと続く豊かな風土の中で、歴史や文化を育んできました。いにしえの伝統を今に伝えるたてもん祭りやせり込み蝶六踊り、「じゃんとかい、じゃんとかい」という賑やかなかけ声は、どこにいても私たちにふるさと魚津を思い起こさせてくれます。

私たちは、時代がどのように移り変わろうとも、豊かな自然の中で先人たちが守り育ててきた知恵と文化を受け継ぎ、人と人とのつながりを大切にしたい、元気で笑顔あふれるふるさとを、次世代の子どもたちに誇りをもって引き継いでいかなければなりません。

そのために、私たちは、自分たちのことは自分たちで考え、決定、行動し、だれもが健康で快適な生活をおくり続けられる活力あるまち“うおづ”を創っていきます。

ここに、一人ひとりの人権を尊重し責任を分かち合いながら、市民と市が情報を共有し、市民参画と協働による取り組みを通して、市民が主体となった自治の実現を目指し、魚津市自治基本条例を制定します。



# 公民館のコミュニティセンターへの移行について

令和6年4月から…

## コミュニティセンターを拠点としたまちづくり

これまで… 地域振興会で 公民館を拠点とした地域づくりを実施

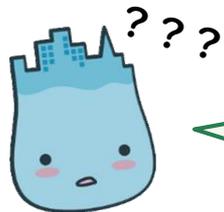
これからは…

- ・公民館（社会教育法）として規定される施設利用（生涯学習・体育・レクリエーション、住民の集会）に加えて、自由度の高い幅広い地域づくり活動や社会福祉活動が可能
- ・地域資源等を活用した収益事業にも取り組むことが可能

### ◆コミュニティセンター化の経過

時期	内容
R2.4～	片貝公民館がコミュニティセンター化
R3.4～	大町公民館がコミュニティセンター化（大町・片貝コミュニティセンターが指定管理者制度へ移行） 公民館・コミュニティセンターの有料化開始
R4.4～	村木公民館がコミュニティセンター化
R5.4～	上野方公民館がコミュニティセンター化
R5.8～	本江地域交流センター供用開始（コミュニティセンター機能）
R5.9.20	魚津市コミュニティセンター条例等の一部改正議決（令和5年9月議会）※施行日：R6.4.1
<u>R6.4.1～</u>	市内13地区 <u>全ての公民館がコミュニティセンター化</u>

# コミュニティセンター化の目指す姿・狙いについて…

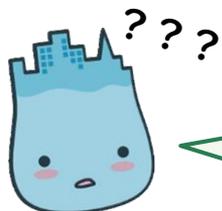


Q. 公民館を「コミュニティセンター」にすることで、どんな施設を目指しているの？

A. コミュニティセンターは、地域コミュニティ活動の拠点施設として、

- ・ **住民の多様なニーズに応えられる施設**
- ・ **地区内外の交流の場として幅広い用途に利用できる施設**
- ・ **引き続き、生涯学習事業が推進できる施設**

など、幅広い用途に対応可能な施設を目指しているんだよ。



Q. コミュニティセンターの施設の運営を、各地域振興会にお願い（委託）することに、どんな狙いがあるの？

A. 市内13地区の公民館をコミュニティセンター化した後、自由度の高い地域活動を可能にするために、次の段階として、地域との話し合いのもとで指定管理者制度の導入を目指しているんだよ。

例えば、強制ではないけれど、地域住民がガイドの自然体験ツアー、リンゴやブドウの収穫体験など、**各地域の特性や資源を生かしたコミュニティビジネス**もできるようになり、地域に収益がもたらされることにもなるんだよ。





# コミュニティセンター化によって施設等でできること！

コミュニティセンターでは（生涯学習事業に加えて）次のような施設利用も **OK!**



①地域づくりに係る  
地場産物の販売・提供



②フリーマーケットや  
手作り小物などの物販



③コミュニティカフェ  
の開設



④事業者と連携した買物  
支援の場として提供



⑤子育てサロンの  
開催



⑥地域貢献に関する  
講演や有料講座



⑦月謝を伴うダンス  
教室等の習い事



⑧地域主体で「※通所型  
サービスB」を定期的  
に実施

コミュニティセンター化することで、地域の特性や独自性を尊重  
した自由度の高い持続可能な地域活動を行うことが可能です！

※通所型サービスBとは…

住民主体で地域の拠点施設を利用して、概ね65歳以上の方を対象とした気軽に立ち寄れる通いの場を設けて、体操、運動等の活動等を行うサービス

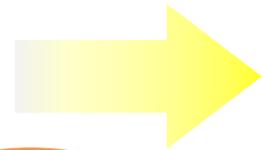


# コミュニティセンター化以降の運営等に関するロードマップ

【現在】

【令和6年4月から】

【令和9年4月まで】  
(目標)



- ・ 条例等における地域振興会の役割明確化
- ・ 施設使用料の見直しの検討・協議
- ・ 全地区でコミュニティセンター運営における指定管理者制度導入

**社会教育  
(生涯学習)**

**社会教育  
(生涯学習)**  
※公民館機能は保持

**地域づくり**

- ・ 採れたて野菜市
- ・ 地域探検ツアー
- ・ 農業体験 等

**住民の交流**

- ・ 子育てサロン
- ・ コミュニティカフェ等



# さらなる「地域力」の向上へ！



# 魚津市の将来都市像

ともにつくる  
未来につなぐ  
人と自然が輝くまち魚津



～ ご清聴ありがとうございました ～